

9月末が  
期限です！

# 理事の抹消登記は もうお済ですか！

- ☑ 所轄庁からお知らせと手引書が届いたけど…
- ☑ 理事の「代表権の喪失届」って、どういうこと…
- ☑ 罰則規定があるって本当なの…
- ☑ 神戸まで行くのが大変なんだけど…

わからないまま  
放っていませんか？



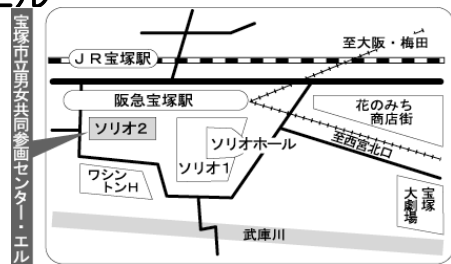
NPO 法改正に伴い、いろいろな手続きが必要となります。中でも理事長以外の理事の「代表権の喪失」届は、多くの NPO 法人で必要となる手続きです。

改正 NPO 法施行から6ヶ月以内（2012年9月末まで）に登録することが義務付けられています。手続きを怠った場合は過料（20万円以下）の対象となります。

今回は神戸法務局の登記官に来ていただき、詳しく説明していただきます。神戸まで出向かなくてもできるオンライン登記についての説明もあります。

**NPO 法人のみなさん、この機会に是非ご参加ください！**

- ◆ 日 時：平成24年8月31日（金）13:30～15:30
- ◆ 場 所：宝塚市男女共同参画センター・エル  
学習交流室1B  
宝塚市栄町2-1-2（ソリオ2-4階）
- ◆ 持参願うもの：定款、登記簿謄本写し（ある場合のみ）
- ◆ 参加費：無料
- ◆ 講師：神戸地方法務局本局 登記官



実務講座申込書

お名前	法人・活動団体・グループ名（	）
	参加者名（	）
連絡方法	TEL（	）
	FAX（	）

申込みは：生きがいごとサポートセンター阪神北 / (特)宝塚 NPO センター

Tel 0797-87-4350

Fax 専用 0797-85-7799